## 公開用

様式第十五号 (第十条の十八関係)

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業 代表取締役 須田哲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。



複製厳禁

前橋市長 山 本

公開を目的とした 許可証 (写) です。

許可の年 月 日

令和1年7月29日

許可の有効期限

令和8年7月28日

- 1 事業の範囲
- (1) 事業の区分

中間処理 (焼却)

(2)産業廃棄物の種類

中間処理 (焼却)

感染性廃棄物(以上1種類)

- 2 事業の用に供するすべての施設
- (1)ア 中間処理(焼却)の設置場所

群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

イ 中間処理施設の設置年月日

平成5年1月27日

- ウ 中間処理施設の最大処理能力(許可施設については許可年月日及び許可番号)
  - (7) 焼却施設

産業廃棄物の種類及び能力

感染性廃棄物 [5.3t/16h]

許可年月日及び許可番号

平成4年9月17日 「前橋市001-0号]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所 群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道411番1、411番4の一部

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積8.6m2 保管容量15.4m3

- 3 許可の条件 なし
- 4 許可の更新、変更の状況

平成6年7月29日

新規許可

平成11年7月29日

更新許可

平成16年7月29日

更新許可

平成21年7月29日

更新許可

平成26年7月29日

更新許可

令和1年7月30日

更新許可

5 規則第10条の1(第:項の規定による主可証の提出

有